

Set

(対政府参考人)

2月3日(金) 参・環境委員会(石綿健康被害救済法)

荒井 広幸君(日)

(問1) 企業賠償責任保険ではアスベスト免責となっていると聞いたが、なぜか。いつ頃から免責なのか。

(答)

1. 損害保険会社が各々の企業と契約している内容であることから、画一的なことは申し上げられないが、御指摘の通り、企業賠償責任保険においては、一般に石綿損害等不担保特約条項を付帯し、アスベスト免責としていると承知している。
2. その理由としては、海外における保険会社の支払状況や再保険会社の慎重な引受態度等が挙げられており、またその時期についても画一的なことは申し上げられないが、昭和60年代の頃からと聞いている。

作成責任者	監督局長	佐藤 隆文
作成担当者	監督局保険課保険計理官	工藤 寛之
	(役所) [REDACTED]	(携帯) [REDACTED]

企業賠償責任保険のモデル約款（例）

石綿損害等不担保特約条項

第1条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

第2条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

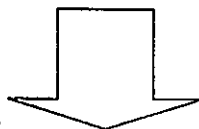
企業賠償責任保険における特約自由の導入経緯

- 損害保険会社各社（当時国内21社、外社6社）は、企業向け賠償責任保険について、昭和60年9月13日付で、責任の範囲を自由に縮小できる※特約自由の認可を取得した。

事業方法書の「保険契約の特約の種類」の変更箇所

(変更前)

なお、当会社は、下記の追加特約条項を付帯した契約の引受けをすることができる。



(変更後)

なお、当会社は、下記の追加特約条項のほか、必要に応じ、追加特約条項を付帯することができる。ただし、前記特約条項または下記追加特約条項の免責条項の一部もしくは全部を修正または削除することにより、英文賠償普通保険約款及び前記特約条項に定める責任の範囲を拡大することはできないものとする。

※) なお、現在は全企業向け商品について、責任の範囲を拡大・縮小する両方向について特約自由が認められている。

損保各社

石綿被害「免責」に

80年代から危険性を認識

アスベスト(石綿)による健康被害問題で、損害保険各社が一九八〇年代以降の賠償保険を、石綿による被害は従業員や工場の周辺住民に生じても保険金の対象外とする「免責」契約に切り替えていたことが二十二日、分かった。海外で被害が拡大、国内でも賠償額が膨大になる恐れがあったため。保険契約をしていた民間企業からも「石綿の危険性は相当早くから民間企業でも認識されていた」という。

業界最大手の東京海上日動火災保険によると、同社が石綿を使用する工場などに対して、従業員や周辺住民で被害が生じても賠償責任保険を支払わない特約条項を盛り込んだのは八〇年代半ばから。同社広報部は「当時はすでに米国の石綿関連の損害賠償訴訟が広がるなど、米国の経済にも深刻な影響が出た」と説明。米国の「石綿を吸い

込んだら中皮腫や肺癌を発症する」との期間が長くなる因果関係の立証が難しくなっていた。訴訟で賠償額が膨大になる恐れがあったため、賠償責任保険で「石綿損害等」を新たに設けた。具体的には「直接、間接を問わず、石綿や石綿を含む製品の発がん性」に起因して身体の障害が生じても、損害を補償しないという。賠償責任保険の「八六年以降に不担保特約条項を設けた」と(広報室)という。設けた理由として「因果関係が証明できない」と加え、米国の状況から、国内で被害が出る損害規模が拡大するのを防ぐ必要があった」と(同)も説明。

「免責」は「契約更新時に説明しており、クレームなどは起きていない」という。賠償責任保険の「八六年以降に不担保特約条項を設けた」と(広報室)という。設けた理由として「因果関係が証明できない」と加え、米国の状況から、国内で被害が出る損害規模が拡大するのを防ぐ必要があった」と(同)も説明。

の被害拡大に強い危機感を抱いていた。政府も七六年に旧労働省が石綿工場の従業員などの基準値の二五倍の基準値でなく、作業着を洗濯する家族などにも被害が及ぶ可能性を指摘する通知を出しながら、作業場の粉じん濃度の基準値を世界保健機関(WHO)の基準値の二五倍の基準値に引き上げ、九九年も放置するな

米国の損害が広がって、賠償責任保険では、会社では引き受けられるレベルではないと判断したのではないかと判断したとみられるという。損害各社は米園を中心とする被害の拡大と訴訟状況をみて、今後の日本で

Set

(対政府参考人)

2月3日(金) 参・環境委員会(石綿健康被害救済法)

荒井 広幸君(日)

(問2) その他の保険においても、アスベスト対策として免責等を行っていたのではないか。

(答)

1. 生命保険等の個人向け商品については、アスベストを免責事由として保険金の支払事由から除外しているという例はない。

2. 一方、企業向け商品においては、契約者が一般の個人契約者と比較して専門的知見を有している企業であることに鑑み、個々の企業の多様なニーズに応じて保険会社と当該企業により柔軟に商品内容を見直すことができるよう、当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、当局の商品審査を受けることなく特約の新設又は変更を行ないうるものとしているところであり、確たることは申し上げられない。

作成責任者 監督局長

佐藤 隆文

作成担当者 監督局保険課保険計理官

工藤 寛之

(役所) [redacted] (携帯) [redacted]

Set

(対政府参考人)

2月3日(金) 参・環境委員会(石綿健康被害救済法)

荒井 広幸君(日)

(問3) 旧大蔵省は保険会社がアスベストにかかる損害を引受制限していた事実や理由を知っていたのではないか。

(答)

1. 企業向け商品においては、契約者が一般の個人契約者と比較して専門的知見を有している企業であることに鑑み、個々の企業の多様なニーズに応じて保険会社と当該企業により柔軟に商品内容を見直すことができるよう、当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、当局の商品審査を受けることなく特約の新設又は変更を行ないうるものとしているところである。
2. 御指摘の石綿損害等不担保特約条項について、契約者を企業とする賠償責任保険の特約であることから、当局による商品審査(認可・届出)を要することなく、設けられたものである。
3. (先程も申し上げた通り)この特約条項は、海外における保険会社の支払状況や再保険会社の慎重な引受態度等を背景に、各社の経営判断により付帯されたものと承知している。

更に、「特約自由を作ったことが、被害者救済を遅らせたのではないか」と問われた場合。

(答)

賠償責任保険のような企業向け商品においては、契約者が専門的知見を有している企業である一方、契約対象が多種多様であり、また、ニーズも多様であることから、特約自由（特約の新設・改廃を自由に行ないうること）となっている。こうした理由から特約自由を導入したことは合理性を有しており、このことをもって被害者救済を遅らせたという御指摘はあたらないと考える。

作成責任者	監督局長	佐藤 隆文
作成担当者	監督局保険課保険計理官	工藤 寛之
	(役所) [REDACTED]	(携帯) [REDACTED]

2月3日(金) 参・環境委員会(石綿健康被害救済法)

荒井 広幸君(日)

(問4) 少なくとも、保険会社はアスベスト被害が社会問題になり得ることを知っていたのだから、このように被害が拡大する前に社会に警鐘を鳴らすべきではなかったのか。

(答)

1. アスベスト被害についての社会への警鐘のあり方については、金融当局としてはお答えを差し控えさせていただきたい。
2. なお、一般論として申し上げれば、近年、企業と社会の相互関係が多様化・複雑化する中で、CSRに対する企業の関心が高まっており、保険会社においても、それぞれの経営判断に基づき積極的な情報開示等に努めているところが現れている。

(注) CSRとは、一般的には企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みと解されており、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものと理解されている。

3. こうした中で、あくまで一般論ではあるが、アスベスト問題等の環境問題を含むCSRの取組みや情報開示を、保険会社が自らの経営判断に基づき行うことも考えられるが、当時としては、こうしたCSRといった意識は、一般的なものではなかったものと承知している。

作成責任者 監督局長

佐藤 隆文

作成担当者 監督局保険課課長補佐

新発田龍史

(役所)

(携帯)

II-4-2 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等**II-4-2-1 意義**

- (1) CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 保険会社の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (3) しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が保険会社を選択する際、その保険会社及び提供されている保険商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、保険会社が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

II-4-2-2 主な着眼点

保険会社の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、保険会社の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

① 目的適合性

CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

② 信頼性

CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

③ 分かりやすさ

CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該保険会社の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

II-4-2-3 監督手法・対応

保険会社による CSR を重視した取組みやその情報開示は、保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。